



ほくほくプラザだより

土日

も開館♪

発行：ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）

北栄町大島 1046-6（電話／FAX）37-4676

令和7年

6月号

1年の流れは早いもので、あっという間に春が過ぎ、色とりどりのアジサイが綺麗に花を咲かせる季節となりました。雨が降り続くとじめじめして憂うつになることもありますが、雨音は人の心を落ち着かせてくれる効果もあるそうです。雨音を聴きながら読書をするなど、ホッとできる時間を過ごしてみてもいいのではないでしょうか。

令和7年度 第2回分かりやすいじんけんの話
子どもの人権

とっとり県民カレッジ連携講座

日時

6月27日(金)

19:00～20:30(18:30受付)

講師

やまぐち いさお

山口 功さん

鳥取県教育委員会事務局

生徒支援・教育相談センター 教育相談担当 指導主事

場所

今回はオンライン会場あり！

(メイン) ほくほくプラザ

(オンライン) 中央公民館

入場
無料

託児
あり

申し込み
不要

ほくほく
ポイント
対象事業

※託児はほくほくプラザのみ。

人権コラム

vol. 9

隔月連載

子どもの権利を守る

1994年に日本が「子どもの権利条約」を批准してから、今年の4月22日で31年となりました。子どもの権利条約に「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の四つの原則がありますが、実態はどうでしょうか。

令和7年3月に公表された厚生労働省のまとめによると、令和5年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は22万5509件で、前の年度より1万666件多く、これまでの集計では過去最多となりました。

児童虐待は重大な人権問題

最も愛されるはずの親から虐待された子どもは、心に大きな傷を残し、情緒面や行動面への問題や、社会性や対人関係性に困難を抱える場合も少なくありません。

虐待する親は、子どもを自分の所有物としてしか見ていないことが多く、子どもが個人として持つ幸せで健やかに生きる権利を著しく侵害しています。児童虐待は、重大な人権問題であるという認識が必要です。

大人の義務とは

子どもの成長について、親は必要な保護の責務を負うとともに、一人の人格として尊重し、地域社会はこれを支援していかなくてはなりません。

親として、地域の一員として子ども達どう向き合うのか、子どもの権利についてしっかり考えましょう。

ものづくり体験！

てとてとたいむ

てとてtoTime

6月22日(日)
9:30~11:30

※お申込みは、ほくほくプラザまでお願いします。

寒天でつくる！

「キラキラゼリー」

内 容：寒天パウダーをつかい、
シロップで色や味をつけ、
キラキラのゼリーを作ります。

講 師：野田 ゆりさん

対 象：子どもから大人までどなたでも
(幼児・1年生は保護者同伴)

参加費：一人 200 円 (材料費)

持ち物：エプロン・三角巾・水筒

申込み：6月15日(日)まで

※お申込みは、QR コード→
またはほくほくプラザまで！



ほくほくプラザ 6月行事予定

1	日	
2	月	午前休館
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	習字教室
8	日	絵本の読み聞かせ会
9	月	午前休館
10	火	
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	習字教室
15	日	
16	月	午前休館
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	おしゃべりサロン
21	土	①「オリジナルバッグを作ろう！」
22	日	てとてとたいむ
23	月	午前休館
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	②「地域の生き物を探そう！」
29	日	
30	月	午前休館

※行事の申し込みが終了している場合もあります。

詳しくは、ほくほくプラザ(37-4676)まで

夏花の寄せ植えと おしゃべりサロン

6月20日(金) 9:00~11:00

夏の暑さに強い花苗の寄せ植えをします！

材料費 300 円。要申し込み (6/16(月)まで)
どなたでもご参加できます！

絵本の読み聞かせ会

6月8日(日) 10:00~

絵本 「かえるびよこびよこ」
「ゆびのすうじ
へ〜んしん」
「つこくんの
おおきなあし」

●子育て応援
ポイントシール
●ほくほくポイント
どちらか選べます！

大人気！子供服リユースコーナーも開催！

ご不要になった子ども服やおもちゃ、ベビー用品があればお譲りください。